

宮崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、貴県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、豚熱発生のリスクがかつてないほど高まっています。

御承知のとおり、九州は、我が国の豚の約3分の1が飼養される一大養豚産地であり、確実な野生いのししでの豚熱の感染拡大阻止が求められます。貴県での今後の対策の強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。そのため、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むようお願いいたします。

野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要であり、感染を封じ込めるため、最大限の取組をお願いいたします。

このため、強い緊張感を持って、関係者が一体となり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、貴県における迅速かつ的確な野生いのししに対する防疫措置の実行をお願いいたします。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、野生いのししでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑わ

れる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

3 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 経ロワクチンの散布について

野生いのししにおける感染拡大を抑えるためには、経ロワクチン散布推奨地域に指定し、経ロワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。今回の豚熱感染事例を踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第24による専門家の検討を行い、貴県を豚熱経ロワクチンの散布を推奨する地域とすることが決定しました。

貴県におかれましては、速やかに今年度の経ロワクチンの散布計画を策定する等、経ロワクチンの散布準備を進めていただくとともに、特に陽性が確認された地域については、緊急的な散布を実施するようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

写

(4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

佐賀県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

貴県においてはすでに対策を実施いただいているところですが、下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について改めて万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465

号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

長崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

貴県においてはすでに対策を実施いただいているところですが、下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について改めて万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465

号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

福岡県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまで、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおいて豚熱が浸潤していると考えられる場合は、経口ワクチン散布

推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。貴県におかれましては、野生いのししの豚熱感染の拡大を想定し、「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

熊本県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおいて豚熱が浸潤していると考えられる場合は、経口ワクチン散布

推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。貴県におかれましては、野生いのししの豚熱感染の拡大を想定し、「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

大分県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおいて豚熱が浸潤していると考えられる場合は、経口ワクチン散布

推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。貴県におかれましては、野生いのししの豚熱感染の拡大を想定し、「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292

鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、宮崎県都城市で死亡していた野生いのししにおいて、南九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。南九州は、養豚の主要産地であり、野生いのししの感染により豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっています。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年4月から7月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおいて豚熱が浸潤していると考えられる場合は、経口ワクチン散布

推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。貴県におかれましては、野生いのししの豚熱感染の拡大を想定し、「豚熱経口ワクチンの野外散布に係る指針」（令和6年12月20日付け6消安第5465号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

写

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、鈴木

電 話：03-3502-8292